ちょっと待った!
その契約

2022年4月から成年年齢が
18歳に引き下げられ、
1人で契約できるようになります。

おいしい話に気を付けて!

若者に多い消費者トラブル

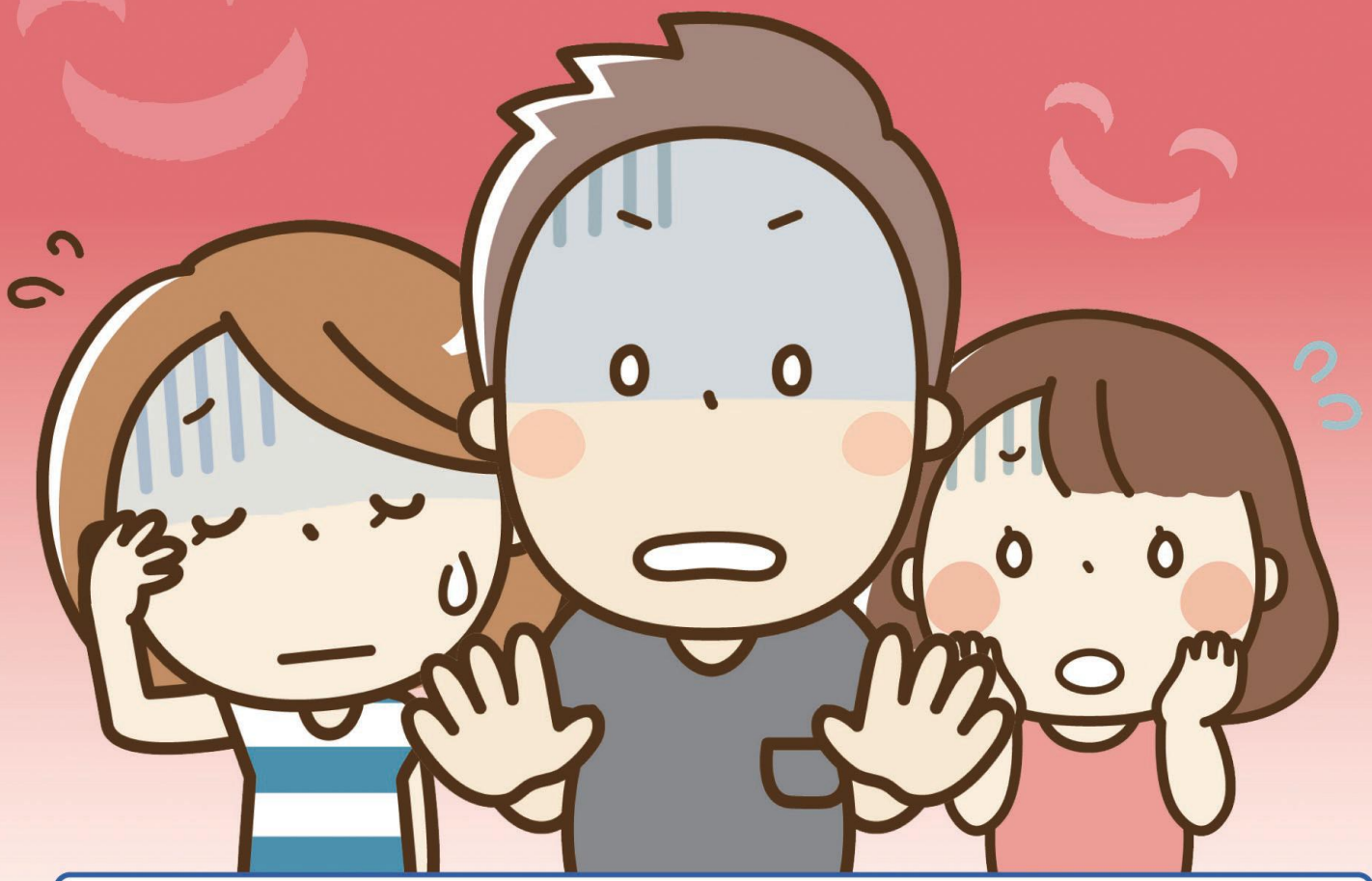

困った時にはまず相談！ **消費者ホットライン188**（いやや）へお電話を。
（最寄りの消費生活センターにつながります）

福井県消費生活センター・嶺南消費生活センター
http://www.pref.fukui.lg.jp/doc/shohic/index.html
フェイスブック https://www.facebook.com/pref.fukui.cac/

あなたの身近にもこんなトラブルが！

1 SNSの広告を見て注文した商品が届かない！

SNSの広告で、欲しかったブランドのバックが格安だったので注文！
「商品発送は入金確認後」だったから代金を振り込んだのに、
商品が届かない。どうして？
問合せ先もメールだけ。
メールの返事もないし。

- 購入前に、必ず、事業者の所在地、担当者名、特に電話番号を確認しましょう。連絡先がメールアドレスだけのサイトは利用しない方が安心です。
- 「極端に安い」、「日本語表記で日本の企業に見えるが、見慣れないドメイン」という場合は要注意！
- 支払い方法が口座振込の前払いだけでなく、カード支払いや代金引換など複数用意されているショップを選びましょう。
- 通信販売はクーリング・オフができないので要注意。必ず返品の特約を確認しましょう。

2 アダルトサイトの請求画面が消えない！

前から興味のあったアダルトサイト。
ちょっとだけ見てみようかな。
18歳以上だし
「OK」をクリック。

え～、突然、「登録完了。３日以内に99,000円支払ってください」って、どういうこと？請求画面も消えないよぉ～。

- 表示内容をよく確認せず、興味本位で安易にクリックしない！
- 利用した覚えのない請求は、安くても安易に支払わない！
- 「退会はこちら」、「間違って登録された方はこちら」などの連絡先に電話したりメールしたりすると、自分の連絡先が相手の業者に知られてしまうので、絶対に自分から連絡しないで無視すること！

請求画面が消えない場合は…
(独)情報処理推進機構
「情報セキュリティ安心相談窓口」を検索してください。

3 携帯に届いたメールをきっかけに有名タレントの相談に乗っていたら…

「連絡がほしい」と携帯にメールが届き、URLをクリック。
知らないサイトに招待され、
有名タレント事務所の
マネージャーから「タレントの
相談に乗って欲しい」と
言われてやり取りをしている。

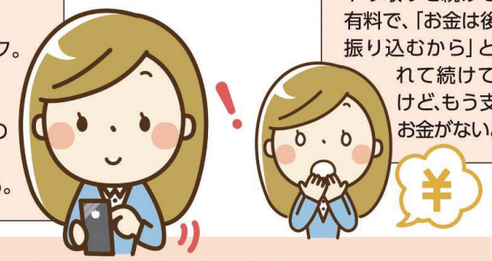

やり取りを続けるには有料で、「お金は後から振り込むから」と言われて続けているけど、もう支払うお金がないよぉ。

- サイト業者に雇われたサクラが、タレント等になりすまして、消費者の気持ちを利用してサイトに誘導し、有料サービスを利用させて支払いを続けさせるといったものです。
- サイト利用のきっかけとなるメール等には絶対に返信しないようにしましょう。
- サイトへの登録や一定期間の利用が無料であっても、途中から有料となるサイトが多いので、有料となる時点で、やり取り内容や相手が本当かどうか確認できない場合は、お金を支払わないようにしましょう。

4 お試しサンプルを頼んだら定期購入だった！

ＳＮＳの広告を見て、口コミで人気のサプリメントのお試しサンプルを注文！
１回限りのつもりが、後日、
２回目の商品が届いた。
どうして？

業者に連絡したら、「定期購入なので、４回受取らないと解約できない」と言われちゃった～。

- ネット上の広告では、「初回○円」などと通常価格より大幅に安い金額を大きな文字で強調する一方、定期購入が条件であることや、定められた回数分を購入しないと解約できないなどの注意事項が画面の下部に小さな文字で表示されている場合があります。
- 商品の売買契約を２回以上継続する場合は、広告などに定期購入契約であることや支払代金の総額などを明確に表示することが義務付けられています。
- スマートフォンなどで広告を見て注文する場合は、契約内容をよく確認したうえで契約しましょう。

5 健康食品をお得に買って会員を増やすって…これってマルチ商法？

友達に誘われて健康食品のビジネスを始めてみたけど…

誰も買ってくれないし、
メンバーも増えないし、
ぜんぜん儲からない！
在庫の山だけが残っちゃった～。

- 消費者が販売員（会員）として販売組織に入り、他の人を誘って自分の下に販売員（会員）を増やして組織を拡大していく商法を「マルチ商法」といいます。
- 「簡単に儲かる」などと誘われますが、実際には思ったように売れないことがほとんどです。
- 友人や知人を入会させてトラブルになることもあります。「あやしいな」、「ちょっと変だな」と思ったら、安易に誘いに乗らないようにしましょう。

6 携帯電話料金、滞納したらカードが作れないって、ホント？

カードが作れないって？
どうして？

確かに以前そういうことあったけど、
関係ないんじゃない。

携帯電話の利用料、
支払いを忘れて
利用停止になった
ことない？

利用代金と一緒にスマホ本体の代金を分割払いしてなかった？
そういう滞納情報が信用情報機関のリストに載っちゃうんだよ。

- 携帯端末機の代金と利用料を一緒に支払っている人は気をつけて！端末代金が分割払いになっていると、滞納した場合、信用情報機関の滞納者リストに載り、クレジットカードが作れなくなったり、自動車ローンが組めなくなったりする恐れがあります。
  ※信用情報機関
  個人が金融機関から借りた金額や、返済状況などの情報を収集・管理している団体のこと。
- 利用料金を滞納すると、新規の携帯電話会社との契約もできなくなるので注意しましょう。

かしこい消費者になろう!

1. いらないものは「いりません！」ときっぱり断る。
2. 相手を簡単に信用しない。知らない電話番号に電話しない。メールに返信しない。
3. うますぎる話は疑ってみる。「絶対もうかる」、「格安」等のウマイ話を安易に信用しない。
4. その場ですぐに契約しない。家族や友人など信頼できる人に相談してから。
5. 借金はしない（クレジットも借金です）。

※消費者としての権利や責任を正しく理解し、複雑化する犯罪の手口をよく知って、トラブルを回避しましょう。また、困った時には、一人で悩まず、すぐにお近くの相談窓口に相談しましょう。

しまった! 解約したい! と思ったら「クーリング・オフ」

「クーリング・オフ」は、訪問販売など特定の取引の場合に、一定期間内であれば「無条件で契約を解除できる制度」です。契約書面を受け取った日を含めて8日以内（マルチ商法などでは20日以内）に書面で通知します（はがきに書いてコピーを取り、簡易書留等で通知する）。

クーリング・オフできる内容

取引内容	期間
訪問販売（アポイントメント商法等）	8日間
訪問購入（自宅等で業者が貴金属等を買い取る）	8日間
電話勧誘販売	8日間
特定継続的役務提供（エステ、語学教室等）※	8日間
連鎖販売取引（マルチ商法）※	20日間
業務提供誘引販売取引（内職商法等）※	20日間

クーリング・オフできない内容

- 店舗での購入（上記※印の取引を除く）
- 通信販売など

クーリング・オフはがきの書き方

通知書

次の契約を解除します。
契約年月日　平成○○年○月○日
商品名　○○○○
契約金額　○○○○円
販売者　株式会社 ××
□□営業所　担当者　△△△

支払った代金○○○円を返金し、商品を引き取ってください。

平成○○年○月○日
○県○市○町　氏名○○○○

困った時は、お気軽にご相談ください

福井県消費生活センター	0776-22-1102	あわら市消費者センター	0776-73-8017
福井県嶺南消費生活センター	0770-52-7830	越前市消費者センター	0778-22-3773
福井県警察本部（悪質商法110番）	0776-24-4194	坂井市消費者センター	0776-50-3030
福井弁護士会	0776-23-5255	永平寺町消費生活相談窓口	0776-61-3941
福井県司法書士会　総合相談センター	0776-43-1669	池田町消費生活相談窓口	0778-44-6000
福井市消費者センター	0776-20-5588	南越前町消費生活相談窓口	0778-47-8000
敦賀市消費生活センター	0770-22-8115	越前町消費生活相談窓口	0778-34-8700
小浜市消費生活相談室	0770-53-1140	美浜町消費生活相談窓口	0770-32-6703
大野市消費者相談センター	0779-66-1111	高浜町消費生活相談窓口	0770-72-7703
勝山市消費者センター	0779-88-8103	おおい町消費生活相談窓口	0770-77-4056
鯖江市消費生活センター	0778-53-2204	若狭町消費生活相談窓口	0770-45-9126

または、消費者ホットライン「188（いやや）」へ！

18.12.14310